二　右欄に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院が直近の国勢調査の結果による人口集中地区以外の区域に所在していること。	一般病床等の数（ただし、精神病床を有する場合であつて、一般病床等の数が百未満のときは、百から一般病床等の数を控除して得た数を上限として精神病床の数を加える。）	結核病床の数（第一号中欄のただし書において加えた結核病床の数を除く。）	精神病床の数（第一号又は第二号中欄のただし書において加えた精神病床の数を除く。）
三　四以外の病院	八七七、〇〇〇円	七三一、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円
四　リハビリテーション専門病院	八二〇、〇〇〇円	一般病床等の数及び結核病床等の数の合計数	五〇〇、〇〇〇円

第二条第一項第一号の表第十一号二中「道府県」の下に「等」を加え、「（特定公営企業型地方独立行政法人が経営する病院を含む。）」を削り、「一〇、〇〇〇、〇〇〇円」を「一二、七六二、〇〇〇円」に改め、同号三中「特定公営企業型独立行政法人の」を「当該道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が」に改め、同号四中「道府県の経営する病院（特定公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。次号において同じ。）」を「道府県等が経営する病院」に改め、「（特定公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。次号において同じ。）」を削り、同号四の表中「道府県知事」を「都道府県知事」に、「三、五五〇、〇〇〇円」を「三、九八八、〇〇〇円」に、「二、八四〇、〇〇〇円」を「三、一八九、〇〇〇円」に、「新生児特定集中治療室等において」を「新生児特定集中治療室」に、「一、七七五、〇〇〇円」を「一、八七一、〇〇〇円」に、「新生児集中治療室」を「新生児特定集中治療室」に、「一、四二〇、〇〇〇円」を「一、四九六、〇〇〇円」に改め、同号五中「道府県」の下に「等」を加え、「一、四〇〇、〇〇〇円」を「一、四六五、〇〇〇円」に改め、同号五の次に次のように加える。

六　道府県等が経営する病院であつて感染症病床を有するものについて、総務大臣が調査した感染症病床の前年度の三月三十一日現在における数に四、一〇七、〇〇〇円を乗じて得た額

第二条第一項第一号の表第十四号中「について、前々年度の決算における有収水量一立方メートル当たりの資本費から一七二円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額」を「に要する経費として一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量一立方メートル当たりの資本費から一六七円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額の範囲内に限る。）」に改め、同表第十五号を次のように改める。

十五　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央卸売市場若しくは同条第四項に規定する地方卸売市場に係る施設又は平成十六年度以前に国の補助金を受けて施行した水産物流通加工施設高度化対策事業に係る施設（以下「卸売市場等」という。）の建設改良に係る元利償還金の財源に充てるため当該年度において市場事業特別会計に繰り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金（利子支払額については平成四年度以降に借り入れた地方債に係るものに限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　卸売市場等において、設置者が市場内の取引の公正を期するために行う業者の指導監督に要する経費等として前年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する事業にあつては減価償却費、資産減耗費及び受託工事費を除き、同法の規定を適用しない事業にあつては受託工事費を除く。）に〇・三を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額

第二条第一項第一号の表第十八号一の表中「二四〇、〇〇〇円」を「二八〇、〇〇〇円」に、「一、七八〇、〇〇〇円」を「一、六〇〇、〇〇〇円」に、「三七〇、〇〇〇円」を「四一〇、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一〇〇、〇〇〇円」に、「三〇〇、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「二七〇、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に改め、同表第十九号中「1,809円」を「1,789円」に改め、同表第二十一号中「81,000円」を「78,000円」に改め、同表第二十五号を次のように改める。

二十五　職員の海外派遣に要する経費があること。

国際化施策として実施する職員の海外派遣に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

第二条第一項第一号の表第二十六号を削り、同表第二十七号中「公益法人（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人をいう。以下同じ。）」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「総務大臣が認定する公益法人」を「総務大臣が認定するもの」に改め、同号を同表第二十六号とし、同表第二十八号中「218,000円」を「210,000円」に改め、同号を同表第二十七号とし、同表第二十九号を次のように改める。

二十八　下水の高度処理に要する経費があること。

下水の高度処理に要する経費（工場又は事業所等からの排水に係るものを除く。）として当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額とする。

第二条第一項第一号の表第三十号中「351,557円」を「463,188円」に改め、同号を同表第二十九号とし、同表第三十一号を同表第三十号とし、同表第三十二号を次のように改める。

三十一　公営駐車場の整備に要する経費があること。

地方公共団体の経営する駐車場事業（平成三年度から平成二十一年度までに駐車場の建設に着手したものに限る。）について、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）として一般会計が駐車場事業特別会計に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に、同法の規定を適用しない事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から駐車場事業特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額の範囲内に限る。）に、それぞれ〇・五を乗じて得た額の合算額とする。

第二条第一項第一号の表第三十三号中「の額に〇・五を乗じて得た額の範囲内において当該年度中に一般会計から港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）」を「の財源に充てるため一般会計から港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表第三十四号中「六七、一〇〇円」を「八三、〇〇〇円」に、「249,000円」を「328,000円」に改め、「前年度の3月31日現在における当該道府県の病院職員数」の下に「（当該道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。）」を加え、同号を同表第三十三号とし、同表第三十五号から同表第三十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三十八号中「の額に〇・二五を乗じて得た額の範囲内に